

第8回GX実行会議

2023年11月7日

林 礼子

BofA証券株式会社 取締役副社長

GX経済移行債について

第7回のコメント(再掲) : GX経済移行債の活用に向けて

- 内外の幅広い様々なステークホルダーに対して、信頼性と透明性を確保した、分かり易いメッセージの発信が重要
 - フレームワーク、資金用途などについて、内外の市場関係者との議論を十分に踏まえ、幅広い層からの支持を得て、20兆円の投資を呼び込めるものに
 - 調達した20兆円の資金の配分に際し、民間投資130兆円+の誘引に具体的につながることを企図
- 評価機関からフレームワークについて高い評価を得たことは前進
- 世界初の国によるクライメート・トランジション・ボンドの成功のために、丁寧な説明を徹底的に行うことが極めて肝要

西村GX実行推進担当大臣資料 抜粋

- GX経済移行債については、世界初の国によるトランジション・ボンド（個別銘柄）発行に向けて、発行体である日本政府は、ICMA（国際資本市場協会）の国際基準に基づき、資金用途等をまとめた「フレームワーク」を策定。その基準への準拠について、外部評価機関からセカンドパーティオピニオン（SPO）を取得する必要がある。
- 今般、評価機関からの審査も踏まえつつ、「G X 経済移行債発行に関する関係府省連絡会議」においてフレームワークを策定し、これに対して、DNV（海外）とJCR（国内）の2つの評価機関よりSPOを取得。
- 今後、本フレームワークに基づき、今年度内の「クライメート・トランジション・ボンド*」の初回発行に向けた発行条件等を決定した上で、官民での協力体制を構築して、国内外の投資家へ I R などを実施予定。

*GX経済移行債の個別銘柄における名称

免責事項

“Bank of America”及び“BofA Securities”はバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションのグローバル・バンキング及びグローバル・マーケット部門のマーケティング・ネームです。貸付けその他の商業銀行業務及びある種の金融商品取引は、連邦預金保険公社(FDIC)のメンバーであるバンク・オブ・アメリカ・エヌ・エーを含む、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの銀行関連会社によってグローバルに行われます。証券・金融商品取引、戦略的アドバイザーその他の投資銀行業務は、米国においては登録されたブローカー・ディーラーであり証券投資者保護会社(SIPC)のメンバーであるビーオブエー・セキュリティーズ・インク及びメリルリンチ・プロフェッショナル・クリアリング・コーポレーション、並びにその他の地域においては現地において登録されたエンティティを含む、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの投資銀行関連会社(以下「投資銀行関連会社」といいます。))によってグローバルに行われます。ビーオブエー・セキュリティーズ・インク及びメリルリンチ・プロフェッショナル・クリアリング・コーポレーションは、米国商品先物取引委員会(CFTC)に登録された先物取次業者(FCM)であり、全米先物協会(NFA)のメンバーです。

投資銀行関連会社によって提供される投資商品：FDICによる保証なし* 価値下落のリスク有り* 銀行保証なし

本書は、具体的な若しくは潜在的なマニフェスト又はエンゲージメントに関連して本書の直接の宛先となり、本書が直接渡されるお客様(以下「貴社」といいます。))に向けてバンク・オブ・アメリカの単一又は複数の子会社により作成されたものであり、貴社及び弊社の間で書面により合意されていない目的のために使用されることはできません。本書は、貴社その他の潜在的な取引参加者により提供された情報又は公の情報源その他から弊社が入手した情報に基づいています。私たちはそのような情報(第三者である情報提供者からの情報を含むがこれに限られない)の正確性を独自に調査又は確認する義務を負わず、そのような情報がすべての重要な点において完全かつ正確であることを前提としています。さらに、そのような情報が貴社その他の潜在的な取引参加者の経営陣によって作成若しくはレビューされた、又は公の情報源から取得された将来の財務パフォーマンスの見積もりや予測を含む場合には、弊社はそのような見積もりや予測が現在入手可能な最も信頼できる経営陣の判断及び見積もりに基づき合理的に準備されたこと(又はそれが公の情報源から取得されたもの)に関しては、それが合理的な見積もりであることを前提とします。弊社は、本書記載の情報の正確性及び完全性につき明示・黙示を問わず表明・保証するものではなく、貴社は本書に含まれるいかなる記述も、それが過去、現在、未来のいずれに関するものであろうとも表明として依拠されてはなりません。本書は、貴社の業務の内容に精通している特定の方々に向けて作成されたものであり、本件に関連して弊社から提供させて頂く口頭又は文書によるその他の情報と併せてのみご検討いただくべきものです。本書は、本書のみに基づいて商品や取引等の評価をすることを目的として作成されたものではなく、また、いかなる商品や取引等を推薦するものでもありません。本書は、証券の売上の申込み、又はその勧誘を意味するものではなく、また、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション又はその関係会社による、取引への資金の提供又は資金調達のアレンジ、又はこれらに関連する証券の購入に関する何らの確約も含まれません。本書は、議論の目的のためだけに作成されたものであり、弊社と貴社との議論に基づき、弊社において適宜法務、コンプライアンス、会計ポリシー及びリスクの観点から検討及び審査を経ることを条件としています。弊社は、更新するなどの方法により本書を改訂するいかなる義務も負いません。本書は、適用法令等に基づく開示の目的のために作成されたものではありません。本書は貴社のために貴社による使用のみを目的として作成されたものであり、弊社の書面による事前の承認なしにその一部であるか全体であるかを問わず、複製、配布、引用、言及若しくは第三者への開示をされることのないようお願い致します。本書は、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション又はその関係会社の他の部門が持っている情報を反映していない可能性があります。本書において言及されるリーグ・テーブルは、該当する箇所については脚注に記載される通り、第三者である情報提供者からの情報をもとに作成されています。当該第三者である情報提供者並びにリーグ・テーブルの作成基準及び作成方法についての詳細をご希望される場合は、弊社の担当者までご連絡ください。

バンク・オブ・アメリカ・コーポレーションとその関係会社(以下総称して「BACグループ」という。))は、フルサービスの証券会社及び商業銀行であり、その取り扱う各種業務(証券、コモディティ、デリバティブ取引、外国為替その他ブローカレッジ業務、自己投資、投資の実行、コーポレート/プライベートバンキング、資産及び投資運用業、融資の提供、戦略的アドバイザー業務、その他の商業サービスや商品)を国内及び海外において幅広い顧客層(法人、政府及び個人)に提供しており、それらにおいて利益相反若しくは義務の衝突が生じる又はそのようにみなされる可能性があります。これらの各種活動の通常の業務において、BACグループの一部が、いつ何時においても自らの勘定若しくはその顧客の勘定で、貴社、貴社がかかわる案件における貴社の潜在的取引相手、若しくは貴社がかかわる案件におけるその他の当事者の株式、債券若しくはその他の有価証券や金融商品(デリバティブ、銀行融資若しくはその他の債務)に対して投資し、それらに投資するファンドを運用し、又はそれらのショート/ロングポジションを作出若しくは保持し、若しくはそれらのポジションに対する資金の提供、それらに関する取引の実行等をする可能性があります。本資料の中で言及されることのある商品及びサービスは、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの単一又は複数の関係会社を通じて提供される可能性があります。弊社は、リサーチ・アナリストの独立性を維持するための社内ポリシーを採択しています。BACグループは従業員が業務獲得の見返りや条件あるいは報酬として、リサーチ・カンパレッジを提供したり、好意的な投資評価や具体的な株価目標を直接的又は間接的に提示したり、かかる投資評価や株価目標の変更を申し出ることを禁じており、また、BACグループはリサーチ・アナリストが、投資銀行部門の取引に関与することにより、直接的に報酬を得ることを禁じています。本書において表明されている見解は弊社グローバル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング部門独自のものであり、弊社リサーチ部門の見解であると示唆するものではありません。弊社は、米国内外で適用される米国パトリオット法その他の法令により貴社を特定する情報を取得・確認し記録することを要請されており、これらの情報には貴社の名称、住所等の情報が含まれます。

弊社は、法律、コンプライアンス、税務、会計上の助言を提供するものではありません。したがって、本書に含まれる税務に関する記述は、租税回避の目的で利用することは出来ません。もし、本書に含まれる税務に関する記述がパートナーシップや法主体のプロモーション、マーケティング、推薦に利用される場合には、また、納税者に対する投資計画や投資アレンジに利用される場合には、本書に含まれる税務の記述を受け取った方は独立した税務アドバイザーにその特定の状況に基づいたアドバイスを求めて頂く必要があります。本書又はその他の資料の一切の記述にかかわらず、本書の提案事項の税務上の取扱い及び税務構造(かかる税務上の取扱い又は税務構造に関するすべての資料、意見書又は分析を含みます。但し、かかる税務上の取扱い又は税務構造に関連する情報でない限り、個人若しくは法人を特定できる情報又は非公開の商業上若しくは財務上の情報を含まないものとします。))につきましては、貴社は(a)本件取引を検討していることについての公表、(b)本件取引の公表又は(c)本件取引に入るための最終契約の締結(条件付か否かは問わない)のうちいずれか最も早く到来した日以降、一切の制限なく、誰にでも開示することができます。但し、なんらかの理由により本取引が行われなかった場合には、前文の規定は適用されなくなるものとします。

本稿は、個人の見解であり、BofA証券全体の統一された見解ではありません